

工事又は工事関連業務における金入設計書の情報提供申出書

令和 年 月 日

堺市長殿

別紙の注意事項を確認しましたので、下記のとおり、金入設計書の情報提供をお願いします。

住所又は居所 (法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)	(郵便番号 )
氏 名 (法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
電話番号 (法人その他の団体にあっては、担当者の氏名と電話番号)	

情報提供を依頼する工事又は業務名 (1件のみ)	( 年度事業) 工事又は業務名		
	1 当初設計書	2 第 回変更設計書	3 全て
情報提供の種類	1 閲覧	2 乾式複写機による写しの交付	

(注) 1 1枚の申請書において請求ができる工事又は業務の件数は1件です。

2 交付することができる情報提供資料の写しの部数は1部です。

3 金入設計書における公開部分は、次のとおりです。

① 落札決定した日が属する月の翌月の初日から工事等の契約工期末後3年以内のもの

ア 落札決定後に堺市が公表している積算内訳書の範囲までとし、新土木工事積算体系におけるレベル3（新土木工事積算体系により積算されていない工種は一式計上の内訳書）まで。

②工事等の契約工期末後3年が経過したもの（保存期間が満了したものは除く）

上記①アに示す部分および次に示す部分。

イ 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費の対象額及び率。

ウ 内訳書（レベル4）及び代価表（レベル6）における数量、単価及び金額。

ただし、単価を決定した法人等の正当な利益を著しく害するおそれがある、又は単価を決定した法人等から公にしないことを条件のもとに提供された、単価及び単価が類推できる金額については、非公開とします。

担当課 処理欄	所管課・担当者	・
	工事等の契約工期末日	年 月 日
	文書保存満了日	年 月 日
	情報提供の内容	1 全部公開（一部非公開部分を含む）（ア、イおよびウ） 2 レベル3又は一式計上の内訳書まで（アのみ） 3 提供資料の不存在
	写しの交付に要する費用の概算金額	円

	《処理経過》
--	--------

別紙

## 工事及び工事関連業務における金入設計書の情報提供に関する注意事項

1. この申出書により閲覧又は写しの交付の請求ができる金入設計書は、予定価格（堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第19条第1項ただし書の規定により、単価についてその予定価格が定められる場合にあっては、契約期間中の予定総額をいう。以下同じ。）が2,500,000円を超える建設工事及び予定価格が1,000,000円を超える建設工事に関する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務等を競争入札により発注した案件に限ります。
2. 情報提供の範囲、時期、方法及び概算費用等については、所管課が情報提供の準備ができた時点で、所管課が電話等でお知らせします。
3. 閲覧は所管課において行うものとし、閲覧に際して、申出者による転記や申出者が持参したカメラ等での撮影は可能です。
4. 写しの交付の申出者は、所管課からの情報提供に関する連絡があった後、所管課において金入設計書の写しの交付に要する費用の納付書を受け取り、その納付書を使い写しの交付に要する費用を金融機関等において振り込んでください。その後、納付を証明する書類を所管課に提示してください。納付の確認後に所管課において金入設計書の写しを作成します。写しの作成ができた時点で所管課から電話等でお知らせしますので、所管課において交付を受けてください。
5. 写しの交付に要する費用を納付したにもかかわらず、所管課に対して納付を証明する書類を提出できない場合は、所管課が納付を確認することになります。この場合、金入設計書の写しの作成、交付ができるのは、納付の確認ができた後になりますので、写しの交付までには相当の期間が必要となります。
6. 期限の過ぎた納付書は使用しないでください。また、納付期限を過ぎた後に改めて写しの交付を受ける場合は、再度、申出書を提出していただくことが必要になる場合があります。
7. 写しの交付に要する費用については、堺市情報公開条例施行規則の定めるところによります。ただし、規則に定めにない規格の印刷等に要する費用については、所管課が写しの作成に要した費用となります。
8. その他不明な点に関しましては、所管課に確認をお願いします。